

三木市総合教育会議運営要綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定により、三木市総合教育会議運営要綱を次のように定める。

（趣旨）

第1条 三木市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（招集）

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議し、及び調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を行ったときは、会議を開催する7日前までに当該通知に係る事項を市役所情報公開コーナーに掲示するとともに、市ホームページに掲載して公表するものとする。ただし、緊急を要するとき、又はこれらの事項を公表することにより個人を特定することになるなど非公開とすべき情報を公開することとなるときは、この限りでない。

3 前項の規定は、第1項の規定による通知に係る事項を変更した場合（会議を中止した場合を含む。）について準用する。

（議事進行）

第3条 会議の議事進行は、総合政策部企画政策課長が行う。

（会議の非公開）

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を非公開とする場合は、あらかじめ、その旨を公表するものとする。この場合においては、第2条第2項の規定を準用する。

2 前項の規定は、会議の中途において生じた事態により、緊急に会議を非公開とする場合は、適用しない。

（会議の傍聴等）

第5条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、会議の都度、市長が定める。

2 傍聴人は、先着順により決定する。

3 傍聴人は、次に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

(1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛

否を表明しないこと。

(2) 会議場において発言をしないこと。

(3) みだりに席を離れないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) はち巻、腕章等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。

(6) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。

(7) 会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、市長が特別の理由により承認した行為は、この限りでない。

(8) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

4 傍聴人は、会議の途中において生じた事態により、緊急に会議が非公開とされたときは、速やかに退場しなければならない。

5 市長は、傍聴人が前2項の規定に違反するときは、これを退場させることができる。

(議事録)

第6条 市長は、法第1条の4第7項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 出席者(傍聴人を除く。)の氏名

(3) 協議及び調整に係る事項並びにこれに関する出席者の発言

(4) その他市長が必要と認めた事項

2 市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを市役所情報公開コーナーに備え置くとともに、市ホームページに掲載して公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分については、この限りでない。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、総合政策部企画政策課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に際し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。